

令和3年度 新型コロナウイルス感染症による離職者等 就労支援事業費補助金のご案内

県では、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の就労を支援するため、県内企業等が離職者等を雇用するために広告媒体を利用する事業に要する経費の一部を補助します。

■ 補助対象事業者

次のいずれかに該当する法人であること。

- ① 県内に事業所を有する企業
- ② ①に該当しない団体
NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、
学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人 など



■ 補助対象事業及び補助対象経費

● 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等について、**資格(※)・職務経歴を問わず、県内事業所での正規雇用の募集を行うために広告媒体を利用する事業。**

※ 通勤等のための普通自動車免許を除く。

● 補助対象経費

広告媒体（新聞広告、就職情報サイト、求人情報誌、チラシ）への求人情報の掲載等に係る費用

■ 補助率及び補助金額

補助率	3分の2 以内（人材不足分野の職種 ※詳細裏面参照）
	2分の1 以内（上記以外）
補助金額	上限 50 万円

■ 申請方法

下記の県庁ホームページから交付申請書等の様式をダウンロードし、必要書類と共に提出してください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/korona_kokokuhojo.html

■ 募集期間

随時（予算がなくなり次第終了）

- 採択は、申請後2～3週間程度で可否を決定します。
（採択の決定を受けてからの事業着手となりますので、ご注意ください。）
- 消費税及び地方消費税は対象経費に含めないこととし、交付決定日から令和4年2月28日までに支払ったものに限ります。
- 採択は先着順となり、予算がなくなり次第募集を終了します。

■ 申請書の提出先・お問合せ先 ■

青森県 商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL：017-734-9398 FAX：017-734-8117

E-mail：roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

人材不足分野の職種一覧

分野		職業分類	
		分類番号	名称
福祉	介護関係	144, 145, 146, 161-01, 162, 169, 351-01, 36, 371-01	理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、福祉相談員、福祉施設指導専門員、その他の社会福祉の専門職業、介護を行う家政婦（夫）及び家事手伝、介護サービスの職業、看護助手
	医療関係	131-01, 132-01, 133, 379-99	保健師、助産師、看護師、准看護師、助産師助手、リハビリ助手
	保育関係	163-01	保育士
建設分野		09, 70, 71, 72, 73	建築・土木・測量技術者、建設躯体工事の職業、建設の職業、電気工事の職業、土木の職業
警備分野		453, 459	警備員、他に分類されない保安の職業
運輸分野		66	自動車運転の職業

※ 職業分類は平成23年厚生労働省編職業分類による。